

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 18 年 5 月 29 日

京都市長 梶本頼兼

1 建築協定書の概要

(1) 申請者の住所及び氏名

京都市中京新町通蛸薬師下る百足屋町 378 番地の 8

木村萬平

(2) 建築協定の名称

京都市中京区新町通百足屋町一部地区建築協定

(3) 建築協定区域

京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町 372 番地の 2, 374 番地の 1 から 374 番地の 4 まで, 375 番地から 377 番地まで, 378 番地の 1, 378 番地の 2, 378 番地の 6 から 378 番地の 10 まで, 379 番地, 380 番地, 381 番地の 1, 381 番地の 3 から 378 番地の 8 まで, 382 番地, 385 番地, 385 番地の 5 から 385 番地の 11 まで, 385 番地の 13 から 385 番地の 17 まで, 386 番地, 388 番地の 1 から 388 番地の 4 まで, 388 番地の 6, 388 番地の 8, 388 番地の 9, 390 番地の 2, 390 番地の 3, 394 番地の 1, 396 番地及び 396 番地の 1

(4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区新町通錦小路上る百足屋町 372 番地の 1, 372 番地の 3, 372 番地の 4, 378 番地の 3 から 378 番地の 5 まで, 385 番地の 12, 387 番地, 388 番地の 7 及び 394 番地

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態に関する事項

(6) 協定の期間

5年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年5月29日(月)から平成18年6月19日(月)まで

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部指導課(北庁舎2階)

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成18年6月20日(火)午後2時から午後3時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部会議室(北庁舎2階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部指導課長 本田徹

(都市計画局建築指導部指導課)